

5-3. 環境ラベルの相互認証に係る調査

5-3-1 日中韓相互認証に係る調査

1) 日中韓環境ラベル相互認証の現状

日中韓3カ国は、日中韓環境大臣会合（The Tripartite Environment Ministers Meeting: TEMM）の下に設置された日中韓環境産業円卓会議（Round Table Meeting: RTM）のもと、2005年から日本のエコマーク、中国・環境ラベル及び韓国・環境ラベル制度との間で基準の共通化とともに相互認証の実施に向けた検討を継続し、これまで毎年1回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催してきた。

2007年に日中韓3カ国で初めての共通基準「パーソナルコンピュータ（PC）」が合意されて以降、2012年の「複合機（プリンタ・複写機）」を皮切りに2021年の「壁及び天井等の仕上げ材」まで、毎年、共通基準に関する合意書が締結され、共通基準は15分野16品目に拡大している。また、2012年には「日中韓環境ラベル間における相互認証協定（Mutual Recognition Agreement: MRA）ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、日中韓3カ国の相互認証が開始された（現在の対象カテゴリは表5-3-1のとおり）。これまで日韓間においては、この相互認証の仕組みを利用して日本から韓国・環境ラベルを取得した実績が961件（2025年1月31日時点）になり、着実に活用実績が増加している。また、令和元年度（2019年度）には、日中間においても、この相互認証の仕組みを利用して、日本から中国・環境ラベルを取得した実績が1件誕生した。さらに、令和4年度（2022年度）には、日本から中国・環境ラベルを取得した機器がもう1件誕生した。

令和6年度（2024年度）は、2024年9月の日中韓環境ラベル実務者会議（韓国開催）（以下「実務者会議」という。）において共通基準項目が合意された「床材」について、同12月に共通基準の合意書^{資料編5-3-1}を締結した。次に共通基準化を行う対象として選定された「LEDランプ」については、2025年度に開催される実務者会議（日本：予定）で協議する予定となっている。

表5-3-1. 日中韓3カ国で共通基準を設定している商品カテゴリ

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
パーソナルコンピュータ(PC) [CJK-01-2007(B)]	No.119 Ver.2	HJ2536-2014	EL144、 EL145、 EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
複合機 (MFD)	プリンタ [CJK-02- 2009(D)]	No.155 Ver.1	HJ2512-2012	韓国基準が2021年に改定されたことから、2022年12月に共通基準項目の再設定に関する覚書を取り交わした。
	複写機 [CJK-03- 2009(C)]	No.155 Ver.1	HJ424-2017	韓国基準が2021年に改定されたことから、2022年12月に共通基準項目の再設定に関する覚書を取り交わした。
DVD 機器 [CJK-04-2013(A)]	No.149 Ver.2	HJ2511-2012	EL432	2013年10月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
テレビ [CJK-05-2014(A)]	No.152 Ver.2	HJ2506-2011	EL431	2014年11月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
プロジェクト [CJK-06-2015(A)]	No.145 Ver.1	HJ2516-2012	EL146	2015年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
塗料 [CJK-07-2016(A)]	No.126 Ver.2	HJ2537-2014	EL241	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
文具 [CJK-08-2016(A)]	No.112 Ver.2	HJ572-2010	EL108	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
繊維製品 [CJK-09-2017(A)]	No.103 Ver.3 等	HJ2546-2016	EL311	2017年8月に共通基準の合意書が締結された。
シュレッダー [CJK-10-2018(A)]	No.161 Ver.1	HJ2509-2012	EL150	2018年6月に共通基準の合意書が締結された。
家具 [CJK-11-2019(A)]	No.130 Ver.2	HJ2547-2016	EL172	2019年11月に共通基準の合意書が締結された。
印刷インキ [CJK-12-2020(A)]	No.102 Ver.2	HJ2542-2016 HJ 371-2018	EL602	2020年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁及び天井等の仕上げ材 [CJK-13-2021(A)]	No.123 Ver.2 等	HJ/T223- 2005	EL248	2021年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁紙 [CJK-14-2022(A)]	No.123 Ver.2	HJ 2502- 2010	EL242	2022年12月に共通基準の合意書が締結された。
木材・プラスチック 再生複合材 [CJK-15-2023(A)]	No.137 Ver.1	HJ 2540- 2015	EL726	2023年12月に共通基準の合意書が締結された。
床材 [CJK-16-2024(A)]	No.123 Ver.2 等	HJ571-2010 HJ2546-2016	EL246	2024年12月に共通基準の合意書が締結された。
LED ランプ	No.150 Ver.1	HJ2518-2012	EL209	2024年9月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。

2)大韓民国「韓国・環境ラベル」

韓国のタイプ I 環境ラベルである「韓国・環境ラベル」は、韓国環境部所管の準政府機関である韓国環境産業技術院 (KEITI) によって運営されている。2025 年 1 月 31 日時点で 163 カテゴリに対して基準が設定されており、18,407 製品 (4,785 社) が認証を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

エコマークと韓国・環境ラベルとの相互認証の活用状況については、エコマーク認証製品であり、相互認証の申請方法に基づいて韓国現地法人を通じて韓国・環境ラベルを取得した機種が 2025 年 1 月末時点で累計 961 機種にのぼる。

日韓の相互認証に関しては、RTMのもと、2005 年から協議を開始し、2007 年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結した。2012 年には相互認証の実施方法のルールを規定する「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」を締結し、日韓の相互認証が開始された。

現時点まで、日韓の相互認証の活用実績としては、複写機、プリンタなどの複合機がほとんどを占めているが、この過程において様々な課題を解決してきた。

エコマークでは、2014 年 5 月にブルーエンジェル RAL-UZ171 に対応する No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」基準を制定したが、その際には韓国側が未対応であったため、エコマークの No.155 基準に対応する共通基準が設定されない期間が生じ、No.155 基準で認証を受けた製品を韓国・環境ラベルに申請した場合、相互認証が活用できずに審査が停止するケースが発生していた。そこで 2014 年 12 月に日韓の実務担当者で協議を行い、2015 年 1 月からは、エコマークを運営する (公財) 日本環境協会から相互認証用の「エコマーク認定確認書」を新たに発行し、その認定確認書には、「No.155 基準は、旧 No.117「複写機 Version2」または No.122「プリンタ Version2」の基準を満たす」と記載することで、No.155 の認証製品でも暫定的に従来の相互認証の手続きを利用できるようにした。また、これまでこの認定確認書を発行していなかったために、同一機種において日本で認証を受けた機種名と韓国で申請する機種名が異なる場合、韓国側での審査に時間がかかるケースや相互認証が活用できなかったケースがあったため、認証確認書にはその対応関係を記載することとした。なお、2015 年から続いた暫定的な運用も 2018 年 6 月に「複合機 (複写機)」の共通基準改定の覚書が締結されたために終了した。その後も韓国側の認証業務の実務担当者との打合せを適宜実施し、相互認証手続きで生じる細かな課題等に関して意見交換を行い、円滑な相互認証の進展に努めている。なお、2022 年 7 月に日本で、タイとの相互認証で運用している派生機 (同一シリーズで同一構造機器の印刷速度違いの機器) を相互認証の対象に追加する協議を日韓の実務者で行い、その後の調整等を経て、同年 11 月より運用開始に至った。

相互認証の活用実績としては、2024 年 2 月以降、(公財) 日本環境協会は、韓国に申請する 77 機種 (韓国申請機種) の複写機・プリンタに対して相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行し、これまでに 68 機種が認証を受けている (2025 年 1 月末時点)。現時点において、相互認証を活用する事業者からは、確認書の発行により共通基準項目に関して一切書類を要求されることがなくなり、非常に利便性が上がっているとの声が寄せられて

おり、昨年度運用を開始した派生機も含め、着実に相互認証の利用が進んでいる。

(2) 韓国・環境ラベルの最新動向

韓国・環境ラベルの最新情報としては、直近1年間で新しく基準策定した商品カテゴリ、策定中もしくは策定を検討している商品カテゴリは、表5-3-2.のとおりとなっている。

表5-3-2. 韓国・環境ラベルの基準策定/見直し一覧

No.	基準番号	商品カテゴリ名	
◆直近1年間で新しく基準を策定した商品カテゴリ			
1	EL335	Travel Bag	旅行用バッグ
2	EL336	Car mats and upholstery	自動車用マット及び室内用品
3	EL412	Dehumidifiers	除湿器
4	EL808	Restaurants and Catering Services	レストラン及びケータリングサービス
5	EL809	Cultural facilities	文化施設
◆基準策定中もしくは策定を検討している商品カテゴリ			
1		Non-Oil Fryer	ノンオイルフライヤー
2		Indoor Sports Equipment	屋内スポーツ機器
3		Cooking pots and pans	調理なべ及びフライパン
4		Pet Supplies	ペット用品
5		Kiosks	キオスク
6		Electronic whiteboards	電子ホワイトボード
7		Hair dryers	ヘアドライヤー
8		Filters for home appliances	家電用フィルター

3) 中華人民共和国「中国・環境ラベル」

中国のタイプI環境ラベル「中国・環境ラベル」は、中国生態環境部(MEE)から権限を与えられた中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC)によって運営されている。2024年9月末時点で109の製品カテゴリの基準が設定されており、14,168ライセンス(6,106社)が認証を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日中の相互認証に関しては、RTMのもと、2005年から協議を開始した。2007年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結し、2012年に「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法のフレームが定められた。日中韓の共通基準の合意書については、5-3-1. 1)項で報告したとおりであるが、日中2カ国間では、2017年10月に「スキナ」の共通基準に係る合意書を締結している。また令和元年度(2019年度)は、日中間で2品目目となる「デジタル印刷機」の共通基準設定の協議が2019年8月の日中環境ラベル実務者会議で行われ、同10月のGENの年次総会(AGM)(中国・蘇州)の会期中に共通基準の合意書が締結された。

相互認証の運用については、基礎的な枠組みは前述のとおり整っていたが、日韓間とは

異なり思うように活用が進まなかったことから、日中間では 2013 年 7 月に認証機関である CEC の実務担当者と相互認証の実務面での協議を開催し、認証手続きに関する合意形成を行った。さらに、2014 年度に日中間で相互認証の実現に向けた試験運用を行うことで合意し、活用事業者を募集したが、事業者から試験運用の協力は得られなかった。その後、2015 年 4 月に日中韓 3 カ国で MFD のプリンタの共通基準が再設定されたことを受けて、同年 7 月に協力事業者を募り試験運用を試みたが、CEC 側で「エコマーク認定確認書」が受理されず、相互認証が正常に機能しないことが判明した。そのため、(公財)日本環境協会では、2016 年 3 月の日中韓環境ラベル実務者会議において、この不受理の理由を中国に確認するとともに、今後「エコマーク認定確認書」が適正に受理され、相互認証の手順が履行されるように中国側と手続きを確認した。2019 年には、前述の日中の「デジタル印刷機」共通基準において、エコマーク認証の 1 機種が相互認証を活用して初めて中国・環境ラベルに認証され、2019 年 10 月の GEN の AGM (中国・蘇州) の会期中に認証授与式が行われた。

日中 2 カ国間の相互認証の確実な運用が進展していた一方、いまだ申請する中国側担当者によって、共通基準であれば省略されるはずの証明書類などが要求されるといった事例が事業者より報告された。そこで、相互認証担当者との打ち合わせを実施し、中国側の相互認証活用時の申請担当窓口の一本化や連絡体制の再構築について両機関にて改めて確認を行った結果、令和 4 年度 (2022 年度) にそれに続く新しい活用実績が 1 件誕生するに至ったが、その後の活用実績は出ていない。

(2) 中国・環境ラベルの最新動向

中国・環境ラベルの最新情報としては、基準策定を予定している商品カテゴリは未定となっている。

5-3-2 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

本項では、日本のエコマークが MRA を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を整理した (表 5-3-3.)。2024 年 3 月時点で、エコマークが相互認証協定を締結している環境ラベル機関は以下の 11 機関である。本年度は、韓国・環境ラベル、中国・環境ラベル、及びシンガポール・グリーンラベルの 3 機関について報告する (韓国・環境ラベル、中国・環境ラベルの詳細は 5-3-1 項を参照)。さらに、シンガポール・グリーンラベルについては、環境ラベルの相互認証の拡大に向けて、協議を進めており、その協議内容と合意結果についても報告する。

表 5-3-3. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク			
国・地域	北欧 5 カ国	韓国	中国
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル委 員会	韓国環境産業技術院 (KEITI)	中環連合 (北京) 認証センタ ー有限公司 (CEC)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD (複写機、プリン タ)、DVD 機器、テレビ、プ ロジェクタ、塗料、文具、織 維製品、シュレッダー、家 具、印刷インキ、壁及び天井 等の仕上げ材、壁紙、木材・ プラスチック再生複合材、床 材	PC、MFD (複写機、プリン タ)、DVD 機器、テレビ、プロ ジェクタ、塗料、文具、繊維製 品、スキャナ、シュレッダー、 デジタル印刷機、家具、印刷イ ンキ、壁及び天井等の仕上げ 材、壁紙、木材・プラスチッ ク再生複合材、床材
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年
活用実績	あり	あり	あり

ロゴマーク				
国・地域	ニュージーランド	タイ	ドイツ	台湾
ラベル名	エコチョイス・アオ テアロア	グリーンラベル	ブルーエンジェル	グリーンマーク
ラベル機関 (運営機関)	エコチョイス・ アオテアロア	タイ環境研究所 (TEI)	連邦環境・自然保護・建 設・原子力安全・消費者 保護省 (BMUV)、連邦環境 庁 (UBA)、品質保証・表示 協会 (RAL gGmbH)、環境 ラベル審査会 (Jury)	環境開発財団 (EDF)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ	複写機、プリン タ、プロジェクタ	複写機、プリンタ	—
開始時期	2004 年	2014 年	2015 年	—
活用実績	あり	あり	あり	なし

ロゴマーク				
国・地域	カナダ(北米)	香港	シンガポール	スリランカ
ラベル名	エコロゴ	グリーンラベル	グリーンラベル	エコラベル・スリランカ
ラベル機関 (運営機関)	UL Environment, Inc.	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環境 協議会 (SEC)	National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ
対象商品カ テゴリ	—	—	プロジェクタ、複 写機、プリンタ、 ビニル系床材、タ イルカーペット	—
基本協定締 結時期	2014年	2015年	2015年	2024年
開始時期	—	—	2023年	—
活用実績	なし	なし	あり	なし

1) シンガポール共和国「グリーンラベル」

(1) シンガポール・グリーンラベル制度

シンガポールのタイプ I 環境ラベル「シンガポール・グリーンラベル」は、シンガポール環境協議会 (Singapore Environment Council: SEC) が運営している。SEC は、独立した非営利団体として 1995 年に設立され、シンガポール・グリーンラベル制度以外にも、オフィスやショップ、イベントなどの環境認証制度のほか、環境人材の育成プログラムの提供、各種表彰制度を運営している。シンガポール・グリーンラベルは、1992 年に当時の環境省 (現 持続可能性及び環境省) によって開始され、1999 年に SEC に引き継がれた。GEN には 2003 年より参加しており、東南アジア地域において最も活用されているタイプ I 環境ラベルの一つである。60 の商品カテゴリにおいて、約 4,000 商品 (約 830 社) が認証を受けている (2025 年 3 月時点)。現在、新たに策定中の基準はない。



平成 25 年度に本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によれば、日本の複写機・プリンタ事業者によるシンガポール・グリーンラベルの認証取得は 5 社と多く、相互認証の要望も 4 社と少なくはない。取得理由としては、「現地法人からの要望がある」や「公共調達で環境ラベルの取得が義務付けられている」、「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働く」等の回答が得られている。2025 年 2 月現在、日本の複写機・プリンタ事業者のうち 4 社が認証を取得しており、10 ブランド/機種が登録されている。

(2) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

2023 年 12 月 1 日に「プロジェクトの共通基準に関する合意書」が締結され、プロジェクトが最初の共通基準として両国の相互認証制度が正式に開始された。2024 年度は、「複写機、プリンタなどの画像機器」、「ビニル系床材」、「タイルカーペット」の 3 品目の共通基準について合意に至り、対象品目は 4 品目に拡大した。特に、「複写機、プリンタなどの画像機器」については、2013 年度と同調査による事業者の相互認証に関する意向調査以来、共通基準の設定について高い関心が寄せられており、長年の継続的な関係構築とコミュニケーションの取組がついに実る形となった。協議が進展した背景は、SEC 側の担当者がたびたび変更することによる相互認証理解の蓄積が課題であったが、2023 年度に就任した担当者以降、継続的な協議を開催できたことが大きい。「複写機、プリンタなどの画像機器」は、2024 年 6 月にシンガポールにて締結式を行い、共通基準に関する合意書を締結した。さらに、同じく日本事業者から要望のあった「ビニル系床材」、「タイルカーペット」の共通基準について協議を進め、11 月 20 日にアゼルバイジャン・バクーで開催された COP29 のシンガポールパビリオンにて、日本環境省及びシンガポール持続可能性・環境省の立会いのもと、締結式が執り行われた。なお、「複写機、プリンタなどの画像機器」は、2024 年 6 月の合意書の締結後、17 機種に対して相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行している。今年度、合意した 3 品目の合意書、ならびに共通基準については、資料編 5-3-2、5-3-3、及び 5-3-4 に示す。



「複写機、プリンタなどの画像機器」合意書締結の様子（2024年6月6日）



「ビニル系床材」、「タイルカーペット」合意書締結の様子@COP29 シンガポールパビリオン（2024年11月20日）

(4) SEC との相互認証協議報告書

①SEC との相互認証協議及び「複写機、プリンタなどの画像機器」共通基準に関する合意書の締結（2024年6月6日開催）

打ち合わせメモ	
【日時】	2024年6月6日（木）9:00~10:30（ランチミーティング及び画像機器合意書締結 12:30~14:00）
【場所】	シンガポール環境協議会（Singapore Environment Council : SEC）会議室
【出席者】 ※敬称略	シンガポール環境協議会（SEC） <ul style="list-style-type: none"> • Mr. Cheang Kok Chung (Executive Director) *ランチミーティング及び画像機器合意書締結時のみ参加 • Mr. William Wong (Director, Business Development & Partnerships) • Mr. Bay Meng Yi (Director, Sustainability) • Mr. Ambrose Lim (Executive, Client Engagement & Customer Service) • Ms. Lauren Ang (Sustainability Partner)
	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 <ul style="list-style-type: none"> • 漣 友行（基準・認証課 技術専門課長） • 小林 弘幸（事業推進課 課長代理）
目 的	画像機器の共通基準に関する合意書の締結ならびに相互認証運用方法の共通認識の構築
【内容】	
<p>1. SEC 並びにシンガポール・グリーンラベルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> • SEC は 1995 年設立の非営利法人 • シンガポール・グリーンラベル・スキーム（SGLS）のほか、エコマークでいうサービス分野である「Eco Shop」、「Eco Office」などの認証制度（Eco F&B（いわゆるレストラン）、Eco Events、Eco Manufacturing）を運営している。ただし、Eco Office などの認証制度は ISO14024 に準拠しているわけではない。 • 「Eco Office」認証が SEC にとって主な収益源であり、本認証制度の認証数は、2019 年時点で 183、認証平米は 200 万平米を超える。 • これらの基準は、主要基準項目は同一であるが、化学物質など品目によって基準内容が多少異なる。 • Eco Office 基準は、17 項目設定されているが、申請、認証それぞれ時間や手間がかかり、コストに見合わないため、現在、基準を改定中である。*なお、基準はグリーンラベル基準と同様、非公開 • メンタルヘルスや ESG の観点も新しく組み入れる予定。 • 100 点を満点とするポイント制で、ABC と 3 段階で評価される。 • テナントを借りている事業者、ビルオーナーが申請可能で、100 以上のライセンシー 	

がある。

- シンガポール・グリーンラベルの認証数の半分以上は、建材基準が占めている。
- 認証企業の国別情報は、約 60%以上が外国企業となっている。
- シンガポール・グリーンラベルより厳しい基準を設定している SGLS Plus という制度もある。現時点では、紙製品のみが対象で、現地監査が必須となっている。紙製品は、シンガポールではヘイズ（煙害）被害などもあり、厳しく管理している。なお、現地監査は全件外部委託している。
- 通常のシンガポール・グリーンラベルの審査時での現地監査は行われない。
- シンガポール・グリーンラベルの基準数は 56、認証数は約 3800 製品。*なお、SEC の HP では 49 基準しか確認できず（2024 年 6 月時点）、SEC 担当者によると、今後、HP を更新していくなかで公開していくとのこと。また、昨年 12 月に共通基準について合意したプロジェクトの基準はまだ公開されていない。
- シンガポール・グリーンラベル基準について、将来的にデジタルサステナビリティに関する観点を組み入れることを検討している。
- 画像機器の認証判断は、Mr. Meng が担い、相互認証の窓口も同氏とする。
- ISO17065 の認証基準数は、4 基準となった。SEC では製品カテゴリごとに認証を受けているが、エコマークの ISO17065 認証の範囲などを参考に、今後認証団体と協議してみたい。
- ICT 基準は、スウェーデンの TCO Certified の基準を参考に、策定・改定している。（プロジェクトの基準も TCO を参考にしたとの説明あり、TCO の基準はエコマークの Version1 を参照（引用）したため、結果的に、SGL のプロジェクトの基準はエコマークの Version1 を引参照（引用）している形となっている）

2. 日本環境協会ならびにエコマーク制度について

パワーポイント資料を用いて日本環境協会、エコマーク制度、相互認証の運用方法について説明を行った。主なコメントや質問は以下のとおり。

- 日本環境協会は非営利法人であり、政府からの補助金等はない
- 紙製品基準では、FSC のほか PEFC も認めており、また合法性が確認できた木材も認定基準として設定している。
- エコマークの最終的な認証判断は、審査委員会が行う。
- ISO17065 の認定範囲は、同じ認証ルール・プロセスということで、すべての製品基準が対象となっている。
- 相互認証用の認定証明書を提示し、内容を確認するとともに、SEC から提出してもらう書類についても同様の内容を含んでいれば書式に制限はない。

3. 画像機器共通基準について

画像機器既の共通基準については、日本側が比較表を作成し、SEC 側に送付のうえ確認を依頼してきた。複数回の電子メールのやり取りの結果、下記のとおり最終的な合意に至った。

基本合意した共通基準は以下のとおりである。

<共通基準>

2. 適用範囲

(1)(3) 3R 設計

(4) 再生プラスチックもしくは再使用プラスチックの使用 *エコマーク→シンガポールに限る (一方通行)*

(15) 消費電力 *エコマーク→シンガポールに限る (一方通行)

(16) ハロゲン含むポリマーの不使用

(19)(21) 有害物質の放散 *エコマーク→シンガポールに限る (一方通行)

(22) 感光体のカドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物

(28) 環境法規 *有害物質の保管・取扱い含む

(31) 騒音 *エコマーク→シンガポールに限る (一方通行)

*エコマークを取得し、相互認証を活用しシンガポール・グリーンラベルに申し込む場合、審査が省略されますが、反対にシンガポール・グリーンラベル取得のうえエコマークに相互認証を用いて申請する場合、該当基準についてエコマークでの審査が行われます。

<部分的な共通基準>

(17) プラスチック製筐体部品への有害物質 (CMR カテゴリ)* シンガポールは同項目にて CFCs and HCFCs の不使用も規定しており、同規定が対象外

(18) RoHS (Pb, Cd, Hg, Cr6, PBB, PBDE and SCCP)* シンガポールはフタル酸エステル類が対象外

4. 次の対象カテゴリについて

- 次の対象カテゴリとして、認定企業より問い合わせがあったタイルカーペット及び塩ビ床材について提案し、SEC 側も同意した。
- SEC が基準をエコマークに送付し、実現可能性を検討した上で、協議を進めることになった。

以上



SEC 正面入口にて (左から、Lauren さん、小林、William さん、漣、Meng さん、Ambrose さん)



合意書締結の様子

【付記事
項】

②SEC との相互認証協議 (2024 年 9 月 20 日開催)

打ち合わせメモ	
[日時]	2024 年 9 月 20 日 (金) 11:00~11:30 (10:00~10:30 ※シンガポール時間)
[場所]	Zoom 会議 (英語)
[出席者] ※敬称略	シンガポール環境協議会 (Singapore Environment Council: SEC) <ul style="list-style-type: none"> • Mr. Bay Meng Yi (Director, Sustainability)
	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 <ul style="list-style-type: none"> • 漣 友行 (基準・認証課 技術専門課長) • 小林 弘幸 (事業推進課 課長代理)
目的	シンガポール・グリーンラベルとエコマーク相互認証協議
【内容】	
<p>1. ビニル系床材、タイルカーペットの共通基準について</p> <p>2024 年 6 月 6 日にシンガポールで実施した対面による相互認証協議の結果、次に取り組む対象カテゴリとして、「ビニル系床材」及び「タイルカーペット」を軸に進めることで合意した。SEC より基準書を送付してもらい、日本側で比較表を作成し、数回にわたり電子メールにて内容を確認してきた。本協議では、両品目の共通基準の最終確認という位置付けとして、意見交換を行った。共通基準の合意事項と意見内容は以下のとおりである。</p>	
<p>【ビニル系床材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 共通基準項目：2 項目 (適用範囲、再生プラスチック (ビニル系床材については再生プラスチック 50%以上を含む製品のみ対象)) ✓ 部分的な共通基準項目：3 項目 (重金属(カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレン)、フロン(CFC、HCFC、HFC)、難燃剤 (PBB、PBDE、SCCP)) 	
<p>【タイルカーペット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 共通基準項目：1 項目 (適用範囲) ✓ 部分的な共通基準項目：3 項目 (染料・顔料の重金属、染料の有害物質、難燃剤 (PBB、PBDE、SCCP)) 	
<p>JEA：ビニル系床材の再生プラスチックの含有率について、シンガポール・グリーンラベルでは 50%以上を要件としているが、産業界より厳しいなどの意見はなかったか。</p> <p>SEC：事業者ヒアリングした限り、再生プラスチック 100%で製造された製品もあるとのことで、むしろ 50%は基準値として緩い印象もある。対象とする再生プラスチックは、PVC に限定しているわけではないため、難しすぎるということはないと思</p>	

う。

JEA：エコマーク側で再生プラスチックを50%以上含有していることを確認できた製品であれば、SEC側でMRAとして受け付けることは可能か。

SEC：50%以上が確認できているのであれば、問題ない。

JEA：ビニル系床材の再生材料の項目を修正して、合意書とともに送付するため、確認をお願いする。

2. ビニル系床材、タイルカーペットの合意書の締結方法・場所について

SECより、2023年のCOP28にてシンガポール政府と共同でサイドイベント¹を開催し、日本からも環境大臣に参加してもらったことから、COP29でもシンガポール政府と協働でシンガポールパビリオンに参加し、同様なサイドイベントを開催するとのことで、締結式を行いたいという打診があった。主な決定事項は以下のとおりである。

- サイドイベントとして、締結式を **11月20日(水)** に行う
- 時差を考慮して、締結式の詳細をSEC側で調整する
- JEAはオンラインによる参加とし、5分間のスピーチ(英語)を行う
- SECが両国の政府関係者の出席等についてスケジュール等含めて調整をする

3. 意見交換

1) 再生材料の適合確認方法について

SEC：再生材料に関する基準項目について、エコマークではどのように適合を確認しているか。

JEA：申請事業者に、再生プラスチックに関する製造工程、いわゆるサプライチェーンを説明した資料のほか、再生材料回収事業者などから原料供給証明書、申請事業者より製品質量証明書を提出してもらい適合を確認している。さらに、認定後の現地監査では、再生プラスチックの原料供給所や投入原料などの記録簿などを確認し、適合の信頼性を担保している。

SEC：我々もサプライチェーンの説明(自己宣言)、製品の質量証明書(Compositionデータ)、原料供給事業者からのインボイス(納品書)を提出してもらい、確認している。

2) 生物多様性に資する基準項目について

SEC：昨今、生物多様性についての考慮が求められているが、シンガポール・グリーンラベルでは、紙製品のパルプくらいしか該当する基準項目がない。エコマークではどうか。

JEA：エコマークでも紙製品の合法性の確認がとれたバージンパルプのほか、バイオベースプラスチックの食糧との競合や生態系の保全といった項目のみである。他のタイプI環境ラベル機関でも同様に検討しているとの情報はあ

¹ <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/pasti/activity/comprehensive.html>

3)CO2 排出量の基準項目について

SEC : CO2 排出量についても基準化を検討している。シンガポールでは、1 製品あたり 500 シンガポールドル (約 350USD) で CO2 排出量を算定できるツールがある。カーボン (フット) プリントラベルをグリーンラベルの横に付する方策も検討している。

JEA : エコマークでも CO2 に関する対策を検討しているところである。しかし、認定企業の 90%以上は中小企業であり、高コストが予想される CO2 排出量の算定を基準化することは難しい。その代わりに、排出削減効果についての検討は専門家と進めているところである。

4. 今後のアクション

- タイルカーペット、ビニル系床材の共通基準について、本協議の結果を反映した比較表と合意書案を **JEA** から **SEC** に送付する

【付記事
項】